日々の暮らしと安全配慮義務

水井 幸子

● U A ゼンセン常任中央執行委員 短時間組合員局長・政策サポートセンター長

新しい年を迎えたのも東の間、春の闘争が本格化しました。2020年、2021年に続き、新型コロナウイルス感染の影響下での3回目の闘争となります。

UAゼンセンは今年の方針の「基本的考え方」に「組合員が安全で健康に働くことのできる職場環境をつくる」ことを掲げました。すべての労働条件の前提となるのは健康と安全が担保された職場環境であるとの認識から、コロナ禍のなか、すべての働く人が安全・快適に業務を進めることができるよう点検と改善を求めるものです。

パートタイマーや契約社員等の政策・労働条件を担当していますが、職場の安全や健康は、 雇用形態によらずすべての働く者に同じように 確保されるべきだと日々思います。今年のUA ゼンセンの方針にははじめて外国人労働者の就 業環境の整備についても取り上げました。働き 方の「柔軟化」や職場における「多様性」への 対応は、労使双方にとって急務ではないでしょ うか。

これまでを受け止め、これからを考える交渉になるでしょう。産業別労働組合に身を置くものとして何ができるのか…。

いきなり個人的なことで恐縮ですが、昨年の 春頃から、父が遺した柴犬の散歩が朝の日課と なりました。今の時期はまだ真っ暗の中を小さ なライトの灯りをたよりに足元を確認しながら 進みます。犬は信号を守らないし、いきなり方 向転換するし、通りすがりの人に吠えるし…。 それに、早起きは健康的ではありますが、早朝 から1時間近くの散歩はなかなかです。

そんな毎日から思ったこと。自分には2つの 「安全配慮義務」があるということです。

1つ目は、飼い主としてのペットへの配慮です。動物愛護管理法では、動物の飼い主は、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼしたりすることのないように努めなければならないます。父が遺した愛犬にとっています。父が遺した愛犬に対きをいることが力ることが力ることがよい。そろそうか。すると、まだまだ道とといるをありますが、だいがあっても声をかけないます。といます。

2つ目は、自分自身への配慮です。犬が飛び出して車に轢かれないように注意するとともに、自分自身も事故にあわないようにすること。転ばないこともとても大事。さらに、健康面への配慮…野菜やたんぱく質たっぷりな食事はなかなか続けられませんが、お酒の量は調整しないと…感染症にかからないことは最重要課題です。犬にとって序列3位でも自分の代わりはいない…そう思うと自分への配慮も重要だと思うのです。

愛犬や自分への、日々の暮らしのなかでの「安全配慮義務」が、労働運動に関わる自分の 仕事をよりよいものにすることにつながる…そ う信じて日々の活動を続けていきたいと思いま す。